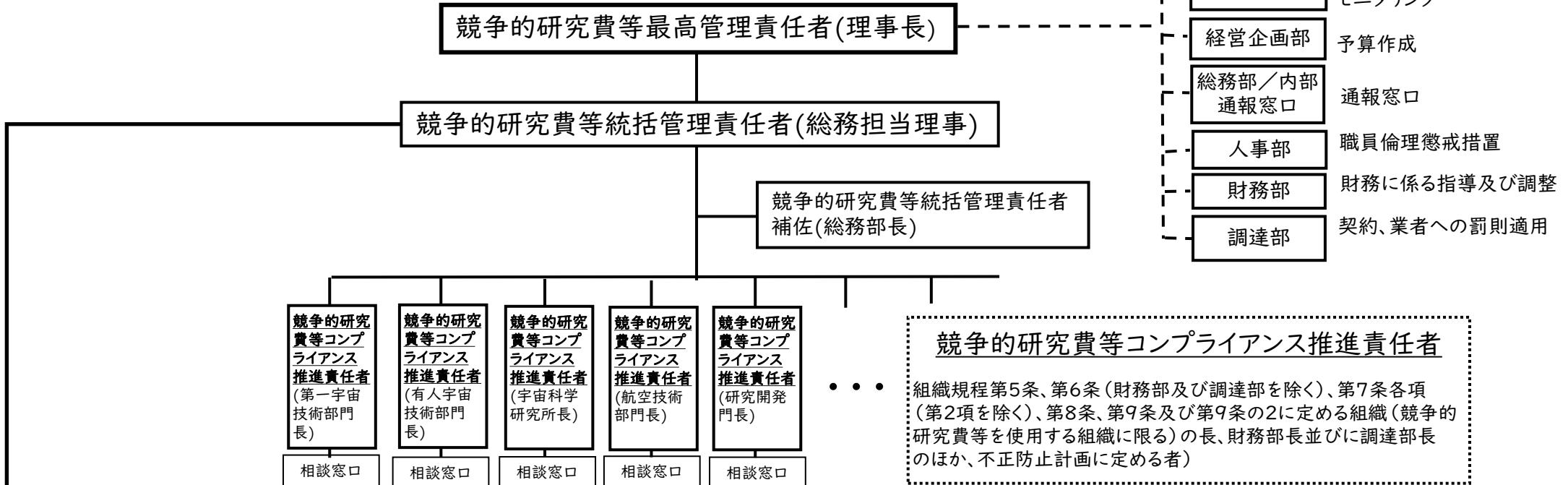


2026年2月現在



競争的研究費等不正防止推進室

室長
(総務部長)

- 人事部長
- 経営企画部長
- 財務部長
- 調達部長
- 組織規程第5条、第6条(経営企画部、財務部、調達部及び人事部を除く)第7条第2項から第4項及び第8条が定める組織(競争的研究費等を使用する組織に限る)の長
- 室長が指名する研究者

- 不正防止計画に基づき、年2回(第1回:8月、第2回:12月頃)開催
- 室長は会議の結果を取り纏め、競争的研究費等統括管理責任者に報告
- 競争的研究費等統括管理責任者は、理事会議において会議結果の報告又は連絡を行う。

※監事室長及び評価・監査部長がオブザーバー参加

不正防止推進室の事務；総務部(事務局長:室長が指名する者)(経営企画部、財務部、調達部、科学推進部が協力)